

令和7年9月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和7年8月分)	納付期限	令和7年9月10日(水)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和7年7月31日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和7年9月30日(火)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和7年7月31日決算法人)	確定申告書 の提出期限	令和7年9月30日(火)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和8年1月31日決算法人)	中間申告書 の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和7年9月30日(火)	税務署
5	法人住民税・法人事業税 (令和8年1月31日決算法人)	中間申告書 の提出期限	令和7年9月30日(火)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

成年後見制度について (8月号の続き)

「成年後見登記制度」

成年後見登記制度とは、家庭裁判所で選任された成年後見人などの権限や、任意後見契約の内容を法務局に登記する制度です。この制度により、法務局の登記官が登記事項を証明した登記事項証明書を発行することで、登記情報を開示する制度です。これにより、成年後見人の活動を公的に証明し、制度の円滑な事務を可能にしています。

「任意後見制度の契約について」

任意後見契約は、原則として本人と公的に証明された成年後見人との間で任意後見契約が結ばれます。尚、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書により行わなければなりません。但し、本人が一人で決めることが心配である場合は、更に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

「任意後見人になれる人」

基本的に誰でもなれます。但し、未成年者や破産者、特定の訴訟関係者など、法律で定める欠格事由に該当する人は除かれます。弁護士、司法書士などの専門家を選ぶこともできます。

「任意後見人に対する報酬」(参考)

成年後見人の報酬は、家庭裁判所が決定します。基本報酬の目安は管理財産額によって異なります。

管理財産 1000万円以下

基本報酬 月額 2万円程度

〃 1000万円超 5000万円以下

〃 月額 3万円～4万円程度

〃 5000万円超

〃 月額 5万円～6万円程度